

## 都市計画法第 43 条(建築許可)申請添付書類

	図書の名称	備 考
1	位置図（縮尺 1/2500 以上）	方位、敷地の位置・形状、敷地の周辺の公共施設 申請地を色枠で明示
2	公図写	最新のもの 方位 申請地を色枠(公道を赤、水路を青色)で明示
3	土地登記全部事項証明書	正本は原本(電子登記は不可) 最新の内容(おおむね3か月以内)のもの
4	敷地概要書A	ホームページに記載例有り
5	敷地現況図	敷地の境界、建築物等の位置、がけ及び擁壁の位置、 排水施設の位置・種類・構造、水の流れの方向、 吐口の位置及び放流先の名称を明記
6	敷地求積図	
7	建築物等の配置図 (縦横断面図含む。縮尺 1/250 以上)	敷地の境界(見切りコンクリート、フェンスなど)の位置、建築物等の 位置、がけ及び擁壁の位置、排水施設の位置・種類・構造、 水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称、縦横断位置(予定 建築物のある位置で)、接道の名称・幅員、建ぺい率、容積率、 高さ、写真方向(記号又は番号)、構造物の位置を明記
8	建築物等の平面図・立面図 ・求積図	敷地面積、建築面積、延床面積を明記 断面図:境界(道路、水路、見切りコンクリート、フェンスなど)まで記入 立面図:平均地盤面からの最高の高さを記入
9	現況写真	2方向以上、カラー写真、配置図に記載した記号又は番号 (おおむね3か月以内に撮影したもの)
10	土地使用承諾書	申請敷地の土地所有者が申請者と異なる場合(申請敷地外の排水 設備敷地についても同じ。) ※個人の場合は土地所有者自署又は押印(認印可)、法人の場合は 代表者の押印(社印不可)
11	委任状	申請書の提出者が申請者本人でない場合 ※申請者自署又は押印(認印可)、法人の場合は代表者の押印(社 印不可)

### 既存集落内の宅地の利用

- ・ 50 戸連たん図
- ・ 線引き前宅地であることを証明する公的資料

裏面もあります

### 農家等の分家住宅

- ・ 分家する理由書
  - ・ 相続関係説明図(線引き当時の所有者から記載、本家・分家の明示)
  - ・ 戸籍全部事項証明書(相関図に記載した者全ての関係がわかるもの)
  - ・ 住民票謄本(本家・分家の者全ての所在がわかるもの)
  - ・ 戸籍の附票(分家する者が市街化調整区域に20年以上居住していたことを証明できるもの、又は、分家する者と本家、本家と線引き時土地所有者との同居の事実をそれぞれ証明できるもの)
  - ・ 土地・家屋を有していない証明書(本家・分家の者のうち、土地・家屋を有していない者)
  - ・ 資産証明・名寄帳(本家・分家の者のうち、土地又は家屋を有する者)
  - ・ 分家する者が独身者の場合……婚約証明書・婚約者の住民票謄本
  - ・ 本家等の資産証明のうち、建築可能地を有する場合  
……当該地の位置図・公図写・建築不可の理由書及び現況写真
  - ・ 50戸連たん図(本家と隣接していない場合など)
- ※ 位置図・公図写・配置図は申請地・本家両方、その他の書類は申請地のみ必要

### 既存建築物の建替え

- ・ 既存建築物の証明書類  
建物登記全部事項証明書等(既存建築物が線引きの際に既に建築されていたことを証する書面)
- ・ 新旧対照表(作成例)

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延床面積	建ぺい率	容積率
新		造 階建	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
旧		造 階建		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
倍率	—	—	—			—	—

### 既存建築物の用途(使用主体の属性)の変更

- ・ 既存建築物の許可書
- ・ 譲渡人が譲渡する事情を明らかにする書面
- ・ 譲受人の住民票謄本
- ・ 譲受人の資産(持ち家)のない証明又は譲受する事情を明らかにする書面
- ・ 新旧対照表(建替えを伴う場合)

### 日用品店舗

- ・ 50戸連たん図
- ・ 業務内容を示す書面その他店舗の種類によって必要なもの

○ 申請部数 正 ・ 副 の2部

○ 申請手数料 6,900円～ (敷地面積による)

※ 詳細については、富士宮市都市整備部・都市計画課・土地対策係へお問い合わせください。

TEL : 0544-22-1167(直通) メール: [toshi@city.fujinomiya.lg.jp](mailto:toshi@city.fujinomiya.lg.jp)